

○女性のための安全相談所等設置運用要領の制定について

(平成12年 5 月17日 例規第21号)

[沿革] 平成13年12月 例規第55号、31年 4 月第23号、令和 3 年 3 月第16号改正

この度、地域警察部門における女性の安全対策を更に充実・強化するため、みだしの要領を別記のとおり制定し、平成12年 6 月 1 日から実施することとしたので、適正な運用に努め、その実効を期されたい。

別記

女性のための安全相談所等設置運用要領

第1 目的

この要領は、女性警察官が配置されている交番及び生活安全部地域課鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）における女性からの相談を受理する体制を確立し、もって性的犯罪に遭いやすく、かつ、これらの犯罪に対する不安感の強い一人暮らしの女性等の安全の確保に資することを目的とする。

第2 設置

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、女性からの相談を受理するため、女性警察官が配置されている交番のうち、当該交番が駅前に立地していること、当該交番の所管区内に女性専用のアパート、マンション等があること等相談所を設置することにより女性の安全対策上効果があると認められるものを選定し、「女性のための安全相談所」（以下「安全相談所」という。）を設置するものとする。
- 2 鉄道警察隊に「痴漢等被害相談所」（以下「被害相談所」という。）を設置するものとする。ただし、鉄道警察隊にあっては、駅頭警戒強化デーの実施等に併せて、主要駅構内に臨時の被害相談所を設置することができる。

第3 相談所開設時間

- 1 安全相談所の開設時間は、原則として毎週金曜日の午後 1 時から午後 8 時までとする。
- 2 被害相談所の開設時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 8 時までの間で女性警察官が勤務する時間とする。ただし、臨時の被害相談所にあっては、駅頭警戒強化デーの実施等に係る時間とする。

第4 相談所の表示

- 1 署長は、安全相談所を設置したときは、当該相談所の名称、開設日及び開設時間並びに女性警察官が応対する旨を記載した表示板を当該交番の入口付近に掲出するものとする。

- 2 生活安全部地域課鉄道警察隊長（以下「隊長」という。）は、被害相談所の名称を記載した表示板を庁舎入口付近に掲出するものとする。
- 3 隊長は、臨時の被害相談所を設置するときは、当該相談所の入口付近にその名称を記載した表示板を掲出するとともに、駅構内の要所に被害相談所を開設中である旨を記載した看板等を掲出し、鉄道利用者への周知を図るものとする。

第5 相談所の環境整備等

- 1 安全相談所に選定された交番（以下「選定交番」という。）及び鉄道警察隊において相談を受理するときは、相談室、コミュニティールーム、休憩室等相談に係る会話が外部に漏れないような場所において行うものとする。この場合において、署長及び隊長は、当該場所が外部から見えないよう当該場所の窓等にブラインド、カーテン等を設置するなど、相談者のプライバシーの保護に配慮し、女性が安心して相談できる環境の整備に努めなければならない。
- 2 隊長は、臨時の被害相談所を設置するときは、可能な限り駅の会議室等を借り受けてこれに充てるものとし、必要によりつい立て等で囲むなど、相談者のプライバシーの保護に配慮しなければならない。

第6 相談対応者等

- 1 女性からの相談に対応する者（以下「相談対応者」という。）は、原則として選定交番及び鉄道警察隊に勤務する女性警察官（職場実習実施要綱の制定について（平成5年11月例規第50号）に基づき、職場実習中の者を除く。）とする。ただし、選定交番で、女性の交番相談員が配置されているものにあつては、当該交番相談員を相談対応者とすることができる。
- 2 署長は、選定交番における女性警察官等の勤務の都合上開設日当日に相談対応者が不在となるときは、他の交番又は内勤の女性警察官若しくは防犯アドバイザーを臨時の相談対応者として選定交番に派遣し、相談受理業務に従事させるものとする。
- 3 相談対応者（臨時の相談対応者を含む。以下同じ。）は、相談者の立場に立って話を聴き、必要に応じて指導又は助言を行うとともに、常に相談受理技術の向上に努めなければならない。
- 4 被害相談所の相談対応者は、痴漢等による被害に関するもの以外の相談であっても積極的に受理し、必要な助言又は指導を行うよう努めなければならない。
- 5 隊長は、臨時の被害相談所を設置する場合において、鉄道警察隊に勤務する女性警察官のみでは対応できないと認めるときは、事前に当該相談所の設置場所を管轄する署長と協議の上、当該警察署の女性警察官の派遣を受けて対応するものとする。
- 6 安全相談所又は被害相談所（臨時に設置するものを含む。以下「相談所等」とい

う。)において、相談対応者が相談に対応できない事情があるとき若しくは相談所等の開設時間以外の時間に相談があった場合で女性警察官等が不在であるときは、選定交番又は鉄道警察隊の勤務員は、第7に定める指導責任者又は指導担当者の指揮を受けて、相談の緊急性、必要性等に応じ相談者の了解を得た上で男性警察官が応対し、又は相談所等の開設時間を教示するなど、所要の措置を講じなければならない。

第7 指導体制

- 1 相談業務を適正に処理するため、相談所等を設置する警察署及び鉄道警察隊に指導責任者及び指導担当者を置く。
- 2 指導責任者には、警察署にあつては地域課長を、鉄道警察隊にあつては副隊長（副隊長の配置が無い場合は、隊長補佐）をもって充て、指導担当者には、警察署にあつては交番所長又は交番係長（これらの配置のない交番にあつては、交番班長）を、鉄道警察隊にあつては鉄道警察係長をもって充てる。
- 3 指導責任者は、相談所等の開設時間において、相談対応者が相談に対応できるように勤務計画の調整を行うほか、相談対応者が相談に従事できない場合の臨時の相談対応者の措置等相談所等の運営についての事務を統括する。
- 4 指導責任者及び指導担当者は、各種資料を活用して、相談対応者の相談受理技術を向上させるための指導、教養に努めるとともに、相談対応者が受理した相談の内容に応じて第8に定める措置その他必要な措置をとるものとする。

第8 相談に対する措置

1 相談受理時の措置

相談対応者は、相談を受理したときは、「奈良県警察苦情、相談等取扱要綱（平成13年5月奈良県警察本部訓令第9号）」に基づき、苦情・相談受理処理票（同要綱別記様式第1号）を作成し、指導担当者に報告するものとする。

2 安全相談所の指導担当者の措置

安全相談所の指導担当者は、相談対応者から女性からの相談の内容について報告を受けたときは、その内容と併せて次に掲げる事項の中から該当する事項を指導責任者に報告するものとする。この場合において、当該交番において対応が可能なものについては、速やかに実施するよう努めなければならない。

- (1) 相談者宅への訪問活動（相談者宅を訪問し、相談の継続又は助言等を行う（必要により相談対応者に行わせるものとする。）ものをいい、被害者連絡等実施要領の制定について（平成8年12月例規第44号）に定める被害者への訪問・連絡活動を含む。）

- (2) アパート、マンション等の管理人との連携活動（女性専用又は一人暮らしの女性が多く居住するアパート、マンション等の管理人を訪問し、性犯罪等の被害を防止するための防犯指導、被害が発生した場合の積極的な届出等に協力を依頼するものをいう。）
- (3) 警ら等被害防止活動（被害発生地域及び相談者宅周辺の警ら活動を強化する（相談者宅周辺の警ら活動を強化する場合は、事前に当該相談者の承諾を得るとともに、当該相談者のプライバシーの保護に配慮すること。）ものをいう。）
- (4) 情報発信活動（交番速報、FAXネットワーク等を活用し、性犯罪等の被害の防止に努めるものをいう。）
- (5) 事件化のための措置（事件化を図る必要があると認められる相談について、被害届を提出するよう相談者を説得し（必要により相談対応者に行わせるものとする。）、又は専務係に引き継ぐ必要のあるものをいう。）

3 鉄道警察隊における措置

- (1) 相談対応者から女性からの相談の内容について報告を受けた鉄道警察隊の指導担当者及び指導責任者は、相談の内容から痴漢による被害の実態を分析し、被害の多発時期、多発曜日等をとらえた痴漢取締強化月間、警乗強化日の設定等について隊長の指揮を受けるものとする。
- (2) 隊長は、相談の内容等から判断して次に掲げるものに該当すると認めるときは、女性警察官を含めた隊員により私服での同行警乗等を行わせ、被疑者の検挙活動を実施するものとする。
 - ア 被害者が同一の被疑者から繰り返し痴漢の被害を受けている場合
 - イ 類似の事犯が連続して発生している場合
 - ウ 保護者、学校関係者等からの強い取締り要望がある場合
- (3) 指導責任者は、相談の内容等から判断して警察署における対応が必要であると認めるときは、隊長の指揮を受け、相談者の了解を得た上で、当該事案を速やかに管轄警察署に引き継ぐものとする。

第9 広報活動の推進

相談所等の設置について県民に周知を図るため、警察署にあってはミニ広報紙等により、鉄道警察隊にあっては鉄道会社の協力を得て駅の構内放送、車内放送等により、積極的かつ効果的な広報活動を継続的に推進するものとする。

第10 報告

- 1 署長は、安全相談所を設置する交番を選定したときは、その交番名並びに相談対応者及び指導担当者の氏名を女性のための安全相談所設置報告書（別記様式第1）

により、生活安全部地域課長を経由して生活安全部長に報告しなければならない。

- 2 署長は、人事異動等により相談対応者又は指導担当者の指定換えをしたときは、女性のための安全相談所相談対応者等変更報告書（別記様式第2）により、1に定めるところに準じて報告しなければならない。
- 3 署長は、人事異動等により、安全相談所を設置することとしていた交番に女性警察官の配置がなくなるなど、当該相談所の設置を継続することができないと認めるときは、女性のための安全相談所廃止報告書（別記様式第3）により、1に定めるところに準じて報告しなければならない。
- 4 署長及び隊長は、相談所における月ごとの相談受理状況について、警察署にあっては女性のための安全相談所取扱状況報告書（別記様式第4）により、鉄道警察隊にあっては痴漢等被害相談所取扱状況報告書（別記様式第5）により、翌月の8日までに、1に定めるところに準じて報告しなければならない。

別記様式第 1 （第10関係）

第 号
年 月 日

生 活 安 全 部 長 殿

警 察 署 長

女性のための安全相談所設置報告書

当署において、次のとおり女性のための安全相談所を設置することとしたので報告します。

設置年月日	年 月 日				
設 置 交 番					
相談対応者		階 級	氏 名	年 齢	備 考
	設 置 交 勤 番 務 員				
	臨 時 の 相 談 対 応 者	階 級 等	氏 名	年 齢	係 名
指導担当者	職 名	階 級	氏 名	備 考	

別記様式第 2 （第10関係）

第 号
年 月 日

生 活 安 全 部 長 殿

警 察 署 長

女性のための安全相談所相談対応者等変更報告書

当署に女性のための安全相談所において、次のとおり相談対応者の指定換えを行った指導担当者
ので報告します。

相 談 対 応 者	新たに指定した者			指定を解除した者		
	階 級	氏 名	年 齢	階 級	氏 名	年 齢
	指定換えの理由					
指 導 担 当 者	新たに指定した者			指定を解除した者		
	職 名	階 級	氏 名	職 名	階 級	氏 名
	指定換えの理由					

別記様式第 3 （第10関係）

第 号
年 月 日

生 活 安 全 部 長 殿

警 察 署 長

女性のための安全相談所廃止報告書

次のとおり、当署において設置していた女性のための安全相談所を廃止することとしたので報告します。

廃 止 年 月 日	年 月 日
女性のための安全相談所の設置を廃止する交番名	
廃 止 の 理 由	

別記様式第4（第10関係）

女性のための安全相談所取扱状況報告書（ 月 分）

警察署

交番

区 分		内 容 ・ 件 数 等															
相 談 受 理 件 数		件（①相談日に受理 件 ②相談日以外に受理 件）															
内 訳	相談受理件数 及び 態様別件数	盗 難 被 害 防 止				痴 漢 等 性 的 被 害 相 談				性的犯罪以外の刑法犯等				そ の 他			
		来所	電話	巡連	その他	来所	電話	巡連	その他	来所	電話	巡連	その他	来所	電話	巡連	その他
相談に対する措置 状況		助言・指導		相談者宅への訪問活動		管理人との連携活動		警ら等被害防止活動		情報発信活動		事件化のための措置		そ の 他		計	
		件		件		件		件		件		件		件		件	
		うち痴漢等性的被害相談件数		件		件		件		件		件		件		件	
相 談 者 の 年 齢		1 0 代		2 0 代		3 0 代		4 0 代		5 0 代以上		不 詳		計			
		件		件		件		件		件		件		件			
		うち痴漢等性的被害相談件数		件		件		件		件		件		件		件	
相 談 者 の 職 業		学 生		会社員・公務員		フリーター		無 職		その他		不 詳		計			
		件		件		件		件		件		件		件			
		うち痴漢等性的被害相談件数		件		件		件		件		件		件		件	
相談に基づく犯罪 検挙件数		痴漢等の性的犯罪の検挙				その他の刑法犯の検挙				左記以外の犯罪の検挙				計			
				そ の 他		件				件				件			
		件		件													
当月中の相談内容 及び検挙事例																	

痴漢等被害相談所取扱状況報告書（ 月分）

鐵道警察隊

区 分	内 容 ・ 件 数 等										
相談受理件数	痴漢等の性的被害の相談			その他の刑法犯等の相談		左記以外の相談			計		
	件			件		件			件		
	うち電話による相談件数			件		件			件		
相談に対する措置状況	同 行 警 乗		警 乗 強 化		助言・指導		そ の 他			計	
	件		件		件		件			件	
	うち痴漢等に関するもの		件		件		件			件	
相談者の年齢	1 0 代		2 0 代		3 0 代		4 0 代		5 0 代		計
	件		件		件		件		件		件
	うち痴漢等に関するもの		件		件		件		件		件
相談者の職業	学 生	会社員 公務員	フリーター		無 職		その他		不 詳		計
	件	件	件		件		件		件		件
	うち痴漢等に関するもの	件	件		件		件		件		件
相談に基づく 犯罪検挙件数	痴漢等の性的犯罪の検挙				その他の刑 法犯の検挙		左記以外の 犯罪の検挙			計	
	迷惑防止条例		そ の 他		件		件		件		
	件		件								
うち同行警乗による検挙	件		件		件		件		件		
好事例、問題 点及び今後の 課題等											

